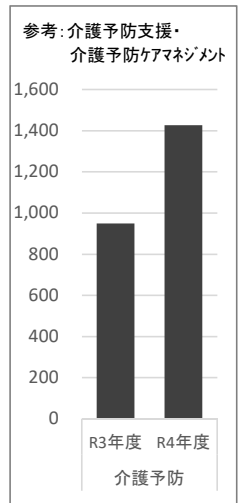
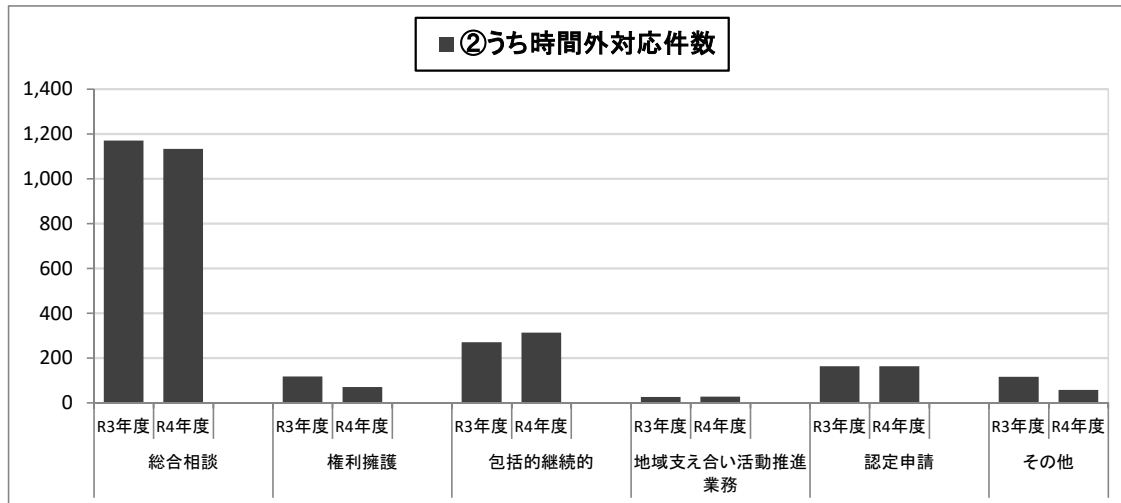
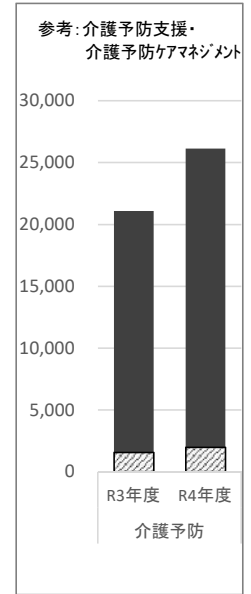
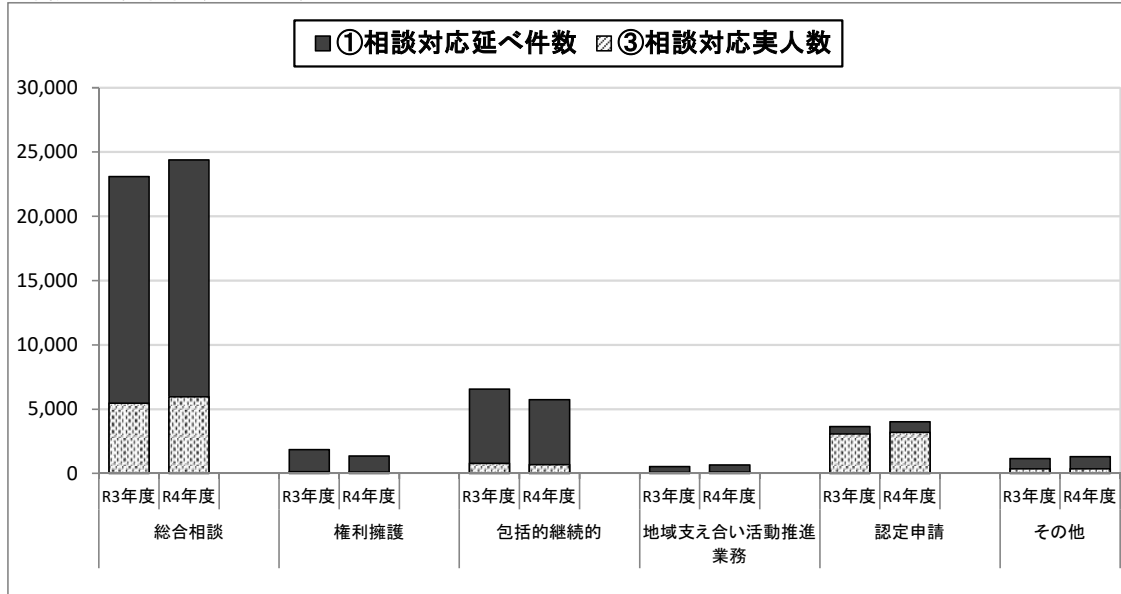


令和4年度 実績報告書(須磨区)

令和5年6月30日現在

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	11,661	1,577	3,012	880	301	13	18,896	83	0	806	25	3,171	1,524	252	792	1,068	44,061
うち時間外対応	584	65	131	44	10	0	1,177	2	0	44	2	123	122	8	24	50	2,386
来所	1,983	175	376	98	69	57	932	19	0	60	6	188	86	36	1,171	107	5,363
うち時間外対応	98	5	16	7	3	2	38	0	0	9	0	15	9	2	56	3	263
訪問	1,632	100	445	994	112	94	4,759	37	0	82	7	150	230	180	1,861	97	10,780
うち時間外対応	47	2	21	41	1	3	157	0	0	7	1	7	13	11	71	4	386
その他	255	93	331	105	23	5	1,531	10	0	226	4	151	240	179	184	37	3,374
うち時間外対応	12	3	26	10	2	0	54	0	0	4	1	13	11	6	13	1	156
①相談対応延べ件数	15,531	1,945	4,164	2,077	505	169	26,118	149	0	1,174	42	3,660	2,080	647	4,008	1,309	63,578
前年度比	7%	-3%	16%	-11%	-5%	6%	24%	-60%	-100%	-18%	-11%	-14%	-9%	22%	10%	13%	10%
1圏域あたり(件)	1,941	243	521	260	63	21	3,265	19	0	147	5	458	260	81	501	164	7,947
②うち時間外対応件数	741	75	194	102	16	5	1,426	2	0	64	4	158	155	27	164	58	3,191
前年度比	-2%	9%	-6%	-9%	-6%	-29%	50%	-82%	-	-40%	300%	-4%	45%	4%	1%	-50%	13%
1圏域あたり(件)	93	9	24	13	2	1	178	0	0	8	1	20	19	3	21	7	399
③相談対応実人数	3,881	419	723	570	231	134	1,989	39	0	50	28	567	123	100	3,199	349	-
前年度比	12%	5%	17%	-13%	17%	2%	26%	5%	-100%	-25%	33%	-10%	-16%	27%	4%	-2%	-
1圏域あたり(人)	485	52	90	71	29	17	249	5	0	6	4	71	15	13	400	44	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	5	0	1	0	0	6
実人数	5	0	1	0	0	6

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和4年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	42,912 件	42.5%	5,364.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	10 件	-33.3%	1.3 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	30,019	4,034

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和4年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	17 件	6.3%	2.1 件
	参加人数	259 人	30.2%	32.4 人
	(内訳)協議体開催数	7 件	16.7%	0.9 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	28 件	40.0%	3.5 件
	参加人数	123 人	41.4%	15.4 人
自センター主催の会議等	開催数	91 件	97.8%	11.4 件
	参加人数	681 人	133.2%	85.1 人
小地域支え合い連絡会	開催数	169 件	59.4%	21.1 件
	参加人数	1,355 人	45.9%	169.4 人
行政等主催の会議等	開催数	444 件	26.5%	55.5 件
	参加職員数	577 人	26.0%	72.1 人
地域主催の会議等	開催数	721 件	129.6%	90.1 件
	参加職員数	1,035 人	119.3%	129.4 人
ケアマネ等研修会	開催数	24 件	166.7%	3.0 件
	参加人数	186 人	154.8%	23.3 人
介護リフレッシュ教室	開催数	38 件	52.0%	4.8 件
	参加人数	309 人	87.3%	38.6 人
運営推進会議	開催数	59 件	96.7%	7.4 件
	参加職員数	65 人	109.7%	8.1 人
研修	回数	189 件	-25.0%	23.6 件
	受講職員数	245 人	-26.2%	30.6 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	93 件	14.8%	11.6 件
	参加職員数	123 人	-1.6%	15.4 人
他機関との連絡調整	件数	15,099 件	-7.8%	1887.4 件

月別実績報告書 その1

センター番号:	07
センター名:	須磨区

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	11,661	1,577	3,012	880	301	13	18,896	83	0	806	25	3,171	1,524	252	792	1,068	44,061
うち時間外対応	584	65	131	44	10	0	1,177	2	0	44	2	123	122	8	24	50	2,386
来所	1,983	175	376	98	69	57	932	19	0	60	6	188	86	36	1,171	107	5,363
うち時間外対応	98	5	16	7	3	2	38	0	0	9	0	15	9	2	56	3	263
訪問	1,632	100	445	994	112	94	4,759	37	0	82	7	150	230	180	1,861	97	10,780
うち時間外対応	47	2	21	41	1	3	157	0	0	7	1	7	13	11	71	4	386
その他	255	93	331	105	23	5	1,531	10	0	226	4	151	240	179	184	37	3,374
うち時間外対応	12	3	26	10	2	0	54	0	0	4	1	13	11	6	13	1	156
合計	15,531	1,945	4,164	2,077	505	169	26,118	149	0	1,174	42	3,660	2,080	647	4,008	1,309	63,578
うち時間外対応	741	75	194	102	16	5	1,426	2	0	64	4	158	155	27	164	58	3,191
実人数	7,116	829	1,392	1,298	334	157	11,036	68	0	201	30	1,423	505	497	3,343	674	28,903
うち新規人数	3,881	419	723	570	231	134	1,989	39	0	50	28	567	123	100	3,199	349	12,402

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	5	0	1	0	0	6
実人数	5	0	1	0	0	6

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	4,370	対象人数	42,912
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1,858	対象人数	14,469
緊急対応件数(事故対応等)	件数	10		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	817	27	790	216	334	2
簡易型	605	17	588	105	2	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	1,845	43	1,802	503	4	11
モニタリング	回数	30,019	サービス担当者会議		回数	4,034	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	17	参加人数	259
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	7		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	28	参加人数	123
自センター主催の会議等	会議数	91	参加人数	681
小地域支え合い連絡会	開催数	169	参加人数	1355
行政等主催の会議等	会議数	444	参加職員数	577
地域主催の会議等	会議数	721	参加職員数	1,035
ケアマネ等研修会	開催数	24	参加人数	186
介護リフレッシュ教室	開催数	38	参加人数	309
運営推進会議	開催数	59	参加職員数	65
研修	回数	189	受講職員数	245
住民主体活動の後方支援	参加回数	93	参加職員数	123
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	15,099		
(内数)ケース検討会	開催数	157		

月別実績報告書 その1

センター番号:	51
センター名:	白川あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,366	28	126	237	71	2	1,058	7	0	75	8	149	126	37	28	70	3,388
うち時間外対応	73	1	7	10	7	0	46	0	0	1	2	5	7	5	0	1	165
来所	212	2	25	8	7	13	48	2	0	0	1	4	5	6	122	10	465
うち時間外対応	31	0	2	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	2	21	1	63
訪問	260	0	9	407	22	53	359	2	0	7	6	14	14	9	398	4	1,564
うち時間外対応	10	0	0	15	0	3	34	0	0	3	1	0	2	2	36	1	107
その他	44	1	8	26	5	1	110	0	0	11	2	7	6	2	41	5	269
うち時間外対応	4	0	1	7	0	0	8	0	0	0	1	0	0	0	6	1	28
合計	1,882	31	168	678	105	69	1,575	11	0	93	17	174	151	54	589	89	5,686
うち時間外対応	118	1	10	32	7	4	93	0	0	4	4	5	9	9	63	4	363
実人数	728	21	149	483	44	68	560	6	0	16	10	75	49	39	586	59	2,893
うち新規人数	429	12	141	162	24	47	152	3	0	2	10	12	11	13	564	37	1,619

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	1,926	対象人数	8,214
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	217	対象人数	623
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	
						新規数	継続数
	従来型	114	7	107	24	2	0
	簡易型	107	6	101	6	1	0
	セルフ型(要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	245	3	242	25	2	0
モニタリング	回数	4,604	サービス担当者会議		回数	616	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	20
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	13	参加人数	158
小地域支え合い連絡会	開催数	1	参加人数	24
行政等主催の会議等	会議数	49	参加職員数	71
地域主催の会議等	会議数	136	参加職員数	198
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	4
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	26
運営推進会議	開催数	7	参加職員数	8
研修	回数	25	受講職員数	32
住民主体活動の後方支援	参加回数	13	参加職員数	16
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,123		
(内数)ケース検討会	開催数	6		

月別実績報告書 その1

センター番号:	52
センター名:	名谷あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,010	418	209	107	61	5	5,301	5	0	115	2	53	102	9	238	404	8,039
うち時間外対応	55	30	21	7	0	0	212	0	0	27	0	13	23	0	19	32	439
来所	214	31	38	15	19	17	307	2	0	6	0	8	5	2	169	51	884
うち時間外対応	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4	2	12
訪問	84	9	23	129	20	6	1,165	1	0	6	0	1	28	4	224	31	1,731
うち時間外対応	1	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	1	0	0	0	2	9
その他	17	7	11	15	5	2	398	1	0	12	0	0	4	1	16	9	498
うち時間外対応	3	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8
合計	1,325	465	281	266	105	30	7,171	9	0	139	2	62	139	16	647	495	11,152
うち時間外対応	61	30	23	8	1	1	217	0	0	29	0	14	25	0	23	36	468
実人数	915	195	176	174	76	29	3,699	9	0	14	2	32	37	12	480	338	6,188
うち新規人数	567	87	131	90	49	29	626	5	0	4	2	18	17	9	480	141	2,255

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	1	0	0	1
実人数	0	0	1	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	1,796	対象人数	9,228
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1,409	対象人数	5,677
緊急対応件数(事故対応等)	件数	4		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	132	5	127	23	3	0
簡易型	69	0	69	7	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	224	5	219	48	2	3
モニタリング	回数	4,211	サービス担当者会議		回数		601

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	30
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	48	参加人数	416
行政等主催の会議等	会議数	80	参加職員数	99
地域主催の会議等	会議数	103	参加職員数	125
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	25
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	32
運営推進会議	開催数	4	参加職員数	4
研修	回数	22	受講職員数	38
住民主体活動の後方支援	参加回数	7	参加職員数	20
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,492		
(内数)ケース検討会	開催数	14		

月別実績報告書 その1

センター番号:	53
センター名:	妙法寺あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	580	191	184	37	48	1	106	8	0	54	8	118	96	41	57	88	1,617
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	263	33	55	2	7	4	25	4	0	7	0	20	9	2	175	9	615
うち時間外対応	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訪問	252	19	52	16	19	11	89	1	0	9	1	28	27	18	163	21	726
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3
その他	8	4	22	0	5	0	13	0	0	31	1	8	8	1	11	2	114
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,103	247	313	55	79	16	233	13	0	101	10	174	140	62	406	120	3,072
うち時間外対応	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	4
実人数	729	153	177	36	57	15	161	9	0	46	5	114	70	48	382	102	2,104
うち新規人数	418	70	94	20	26	14	113	5	0	15	3	34	24	15	369	69	1,289

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	101	対象人数	2,647
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	23	対象人数	984
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	85	2	83	36	0	0
簡易型	98	2	96	21	1	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	190	2	188	68	0	0
モニタリング	回数	2,565	サービス担当者会議		回数		442

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	33
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	14
小地域支え合い連絡会	開催数	27	参加人数	174
行政等主催の会議等	会議数	40	参加職員数	40
地域主催の会議等	会議数	62	参加職員数	66
ケアマネ等研修会	開催数	6	参加人数	27
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	30
運営推進会議	開催数	10	参加職員数	10
研修	回数	13	受講職員数	17
住民主体活動の後方支援	参加回数	29	参加職員数	34
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	685		
(内数)ケース検討会	開催数	9		

月別実績報告書 その1

センター番号:	54
センター名:	名谷南あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	3,213	486	425	144	58	0	408	40	0	270	1	534	107	118	0	86	5,890
うち時間外対応	120	23	16	1	0	0	7	2	0	5	0	2	1	2	0	7	186
来所	490	51	81	24	19	13	15	9	0	41	3	57	15	18	229	14	1,079
うち時間外対応	16	1	5	0	0	0	1	0	0	8	0	13	5	0	5	0	54
訪問	241	57	46	100	21	8	207	15	0	40	0	48	10	76	344	2	1,215
うち時間外対応	13	2	7	5	1	0	4	0	0	0	0	3	0	6	3	1	45
その他	15	2	1	4	1	0	7	3	0	0	0	3	3	1	0	1	41
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	3,959	596	553	272	99	21	637	67	0	351	4	642	135	213	573	103	8,225
うち時間外対応	151	26	28	6	1	0	12	2	0	13	0	18	6	8	8	8	287
実人数	1,626	223	151	91	86	18	190	15	0	38	4	111	31	135	572	56	3,347
うち新規人数	877	120	55	34	81	17	138	6	0	9	4	24	4	20	555	35	1,979

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	4	0	0	0	0	4
実人数	4	0	0	0	0	4

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	229	対象人数	8,394
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	28	対象人数	620
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	150	5	145	23	0	0
簡易型	72	1	71	10	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	343	22	321	76	0	4
モニタリング	回数	6,740	サービス担当者会議		回数		823

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	55
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	4	参加人数	17
自センター主催の会議等	会議数	12	参加人数	127
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	55
行政等主催の会議等	会議数	74	参加職員数	100
地域主催の会議等	会議数	110	参加職員数	116
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	23
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	33
運営推進会議	開催数	5	参加職員数	5
研修	回数	39	受講職員数	50
住民主体活動の後方支援	参加回数	19	参加職員数	22
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,366		
(内数)ケース検討会	開催数	84		

月別実績報告書 その1

センター番号:	55
センター名:	板宿あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	163	28	86	16	2	0	553	1	0	8	1	52	79	39	9	14	1,051
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
来所	128	3	70	0	1	5	91	1	0	0	2	17	16	8	63	5	410
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
訪問	61	5	22	69	11	0	423	6	0	0	0	22	44	53	52	6	774
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
その他	14	0	0	3	1	0	24	0	0	0	1	1	0	11	1	0	56
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	366	36	178	88	15	5	1,091	8	0	8	4	92	139	111	125	25	2,291
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	7
実人数	349	34	178	79	14	5	1,070	8	0	4	4	91	116	110	125	25	2,212
うち新規人数	84	13	54	45	7	5	201	6	0	3	4	6	8	16	89	2	543

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	67	対象人数	1,803
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	37	対象人数	1,136
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	87	0	87	38	0	0
簡易型	48	0	48	29	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	199	0	199	97	0	0
モニタリング	回数	1,841	サービス担当者会議		回数		286

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	16
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	28	参加人数	103
小地域支え合い連絡会	開催数	19	参加人数	181
行政等主催の会議等	会議数	40	参加職員数	64
地域主催の会議等	会議数	83	参加職員数	207
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	41
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	99
運営推進会議	開催数	6	参加職員数	6
研修	回数	18	受講職員数	18
住民主体活動の後方支援	参加回数	13	参加職員数	19
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	3,463		
(内数)ケース検討会	開催数	0		

月別実績報告書 その1

センター番号:	56
センター名:	離宮あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,300	193	1,449	191	31	0	4,606	9	0	193	2	1,988	575	1	0	0	10,538
うち時間外対応	114	10	78	22	2	0	311	0	0	10	0	97	34	0	0	0	678
来所	187	15	62	46	8	0	67	0	0	0	0	29	20	0	106	0	540
うち時間外対応	26	3	9	7	2	0	5	0	0	0	0	0	3	0	19	0	74
訪問	186	1	162	229	12	0	561	0	0	3	0	15	74	9	207	0	1,459
うち時間外対応	16	0	13	14	0	0	45	0	0	0	0	1	6	3	18	0	116
その他	30	74	262	47	5	0	235	3	0	131	0	112	142	151	102	0	1,294
うち時間外対応	0	3	21	3	2	0	21	0	0	3	0	10	9	6	7	0	85
合計	1,703	283	1,935	513	56	0	5,469	12	0	327	2	2,144	811	161	415	0	13,831
うち時間外対応	156	16	121	46	6	0	382	0	0	13	0	108	52	9	44	0	953
実人数	890	83	353	302	31	0	1,445	6	0	46	2	877	136	131	413	0	4,715
うち新規人数	501	45	134	155	22	0	203	5	0	7	2	416	39	22	388	0	1,939

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	133	対象人数	1,346
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	111	対象人数	1,040
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	84	4	80	36	0	1
簡易型	67	2	65	16	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	190	4	186	78	0	3
モニタリング	回数	1,983	サービス担当者会議		回数		353

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	32
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	9
自センター主催の会議等	会議数	11	参加人数	113
小地域支え合い連絡会	開催数	16	参加人数	170
行政等主催の会議等	会議数	57	参加職員数	62
地域主催の会議等	会議数	142	参加職員数	163
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	39
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	24
運営推進会議	開催数	12	参加職員数	13
研修	回数	27	受講職員数	27
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,940		
(内数)ケース検討会	開催数	15		

月別実績報告書 その1

センター番号:	57
センター名:	たかとりあんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	573	38	108	96	30	5	110	5	0	25	0	101	112	5	71	68	1,347
うち時間外対応	46	1	6	4	1	0	10	0	0	1	0	5	9	1	5	10	99
来所	72	2	9	1	8	2	10	0	0	0	0	17	3	0	97	1	222
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	10
訪問	55	2	16	34	7	12	75	4	0	2	0	15	14	3	201	13	453
うち時間外対応	2	0	1	6	0	0	8	0	0	1	0	2	3	0	12	0	35
その他	16	0	11	3	1	2	6	0	0	19	0	17	7	1	7	18	108
うち時間外対応	3	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	3	0	0	0	0	10
合計	716	42	144	134	46	21	201	9	0	46	0	150	136	9	376	100	2,130
うち時間外対応	53	1	9	10	1	0	19	0	0	3	0	10	13	1	24	10	154
実人数	471	24	78	87	26	15	108	3	0	19	0	69	18	4	317	68	1,307
うち新規人数	333	17	52	52	22	15	69	3	0	6	0	41	10	3	303	53	979

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	71	対象人数	3,812
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	10	対象人数	111
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	60	3	57	16	0	1
簡易型	77	4	73	7	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0	0	0	0	
予防給付	介護予防支援	185	4	181	53	0	0
モニタリング	回数	3,959	サービス担当者会議		回数		365

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	27
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	34
自センター主催の会議等	会議数	11	参加人数	54
小地域支え合い連絡会	開催数	33	参加人数	183
行政等主催の会議等	会議数	49	参加職員数	64
地域主催の会議等	会議数	48	参加職員数	114
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	4
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	40
運営推進会議	開催数	6	参加職員数	6
研修	回数	30	受講職員数	36
住民主体活動の後方支援	参加回数	4	参加職員数	4
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	411		
(内数)ケース検討会	開催数	1		

月別実績報告書 その1

センター番号:	58
センター名:	西須磨あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	3,456	195	425	52	0	0	6,754	8	0	66	3	176	327	2	389	338	12,191
うち時間外対応	176	0	3	0	0	0	591	0	0	0	0	0	48	0	0	0	818
来所	417	38	36	2	0	3	369	1	0	6	0	36	13	0	210	17	1,148
うち時間外対応	20	0	0	0	0	0	25	0	0	1	0	0	0	0	0	0	46
訪問	493	7	115	10	0	4	1,880	8	0	15	0	7	19	8	272	20	2,858
うち時間外対応	4	0	0	0	0	0	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68
その他	111	5	16	7	0	0	738	3	0	22	0	3	70	11	6	2	994
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
合計	4,477	245	592	71	0	7	9,741	20	0	109	3	222	429	21	877	377	17,191
うち時間外対応	200	0	3	0	0	0	703	0	0	1	0	0	48	0	0	0	955
実人数	1,408	96	130	46	0	7	3,803	12	0	18	3	54	48	18	468	26	6,137
うち新規人数	672	55	62	12	0	7	487	6	0	4	3	16	10	2	451	12	1,799

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	47	対象人数	7,468
	(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	23	対象人数
緊急対応件数(事故対応等)	件数	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	105	1	104	20	329	0
簡易型	67	2	65	9	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	269	3	266	58	0	1
モニタリング	回数	4,116	サービス担当者会議		回数		548

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	4	参加人数	46
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	11	参加人数	45
自センター主催の会議等	会議数	13	参加人数	112
小地域支え合い連絡会	開催数	16	参加人数	152
行政等主催の会議等	会議数	55	参加職員数	77
地域主催の会議等	会議数	37	参加職員数	46
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	23
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	25
運営推進会議	開催数	9	参加職員数	13
研修	回数	15	受講職員数	27
住民主体活動の後方支援	参加回数	8	参加職員数	8
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,619		
(内数)ケース検討会	開催数	28		

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 51

あんしんすこやかセンター名： 白川あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 黒田 敦士

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜日から土曜日（祝日も含む）9：00～17：30 をセンター窓口開設時間とし、職員が相談業務を行う。日曜日と年末年始（12/31～1/3）及び開設時間外については、併設施設（特別養護老人ホーム）において24時間体制で連絡を受け必要時にはセンター職員に連絡が取れる体制をとっている。

2. 職員の配置について

専門的な知識を持つ看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員2名、地域支え合い推進員を配置し、地域の相談窓口を担う。

又、シルバーハウジング生活援助員として週3回、シルバー住宅の高齢者を見守り訪問や相談支援を行っている。

更に、指定介護予防支援及び介護予防マネジメントのため、介護支援専門員を4名専任にて配置している。

3. 総合相談支援業務について

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続してけるように、地域の相談窓口としてより一層の周知を図っていく。周知するツールとしてセンター通信を発行し、センターの役割や介護予防の取り組み等耳より情報を発信し、広く地域主催の行事や集いの場、多世代が集まる地域行事において、センターの役割を広報していくとともに、顔が見える関係作りを行い、地域の相談窓口として役割を果たしていく。

新たな取り組みとして福祉センターでの出張相談会を企画し、介護予防の啓発や個別の相談に対応するとともに、地域課題もくみ取っていければと考える。又、高齢者の相談のみならず、ヤングケアラーや引きこもりの問題にも注視し、あらゆる相談が適切な機関へつないでいけるよう取り組んでいく。

毎朝のミーティングでは相談内容や対応の共有を行い、切れ目のない対応が出来る体制を整える。

4職種においては週に1回のペースで対応ケースの進捗状況を共有・報告し対応方法を検討し、適切な支援につながるように対応していくとともに、月1回事例検討会を行い職員のスキルアップを図る。

4. 権利擁護業務について

その人らしく安心した生活が守られ、尊厳が保持できるように、様々な権利侵害などの相談に対し、マニュアルを遵守し、速やかに関係機関と連携し適切に対応する。

高齢者虐待について予防の視点をもち、早期発見・早期対応に繋がるように日ごろから地域の事業所と相談しやすい関係をつくり、ネットワークの強化に努める。又、広く地域住民には高齢者虐待におけるセンターの役割を広報する。

近年増えている消費者被害については地域住民や事業所に対し、チラシを使用し、予防の啓発とタイムリーな情報提供を行い注意喚起に取り組む。成年後見制度については、必要に応じて早期に利用できるように広く広報する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民が「住み慣れた街」での暮らしを継続できるように医療、福祉、地域の居宅支援事業所、サービス事業所、民生委員や自治会等の関係機関との連携の強化を図り3地区の実情に沿った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指す。

また、地域の介護支援専門員に向けて「えがおの窓口連絡会」を開催し、学びの共有や支援者側の不安・心配事等の気持ちの共有を行う事で相談しやすい関係性作りを築いていく。

困難ケースにおいては、速やかに情報共有を行いケース会議や地域ケア会議につなげていく事で支援者側が抱え込まない体制も目指していく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

その人らしい生活の実現に向けて適切なケアマネジメントを行い、利用者が自己決定できるよう様々な資源やサービスの提案を行い、予防給付や総合事業のみならず一般介護予防事業や地域の集いの場へ繋げていく。新規相談件数は増加しており、コロナ感染等の影響が大きく、症状の悪化、体力低下や認知症・うつ病の発症リスクの増加が懸念されるため、各地区のふれあい喫茶で出張相談会を行い、地域全体の介護予防の推進に向けて取り組む。

7. 地域支え合い活動推進事業について

前年度、地域で行った介護相談会で「センターまで行くのはハードルが高い」との住民の意見があった事から、センターが直接地域の喫茶やつどい場に足を運び、高齢者・地域の困りごとなどを直接聞く機会を作る事で住民の視点に立ち、センターを身近に感じていただくことで更なる関係性の構築を図る。住民の声をタイムリーにキャッチし、反映する事でその地域での必要な支援や取り組みにつなげていく。

地域の担い手も高齢化が進み後継者不足が危惧されている中、地域貢献いただける地域の事業所、住宅会社、量販店などと協力し、きっかけ作りを行う事で新たな担い手作りや発掘に繋げていく。地域を巻き込んだ住民主体のつどい場立ち上げ後方支援を引き続き継続する。

8. 認知症に関する取り組みについて

「認知症の人にやさしいまちづくり」に向けて、本人や家族が安心して住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援していく。介入が難しいケースはオレンジチームや関係機関と連携する。認知症の理解を広める取り組みとして、コロナ禍でも状況をみながら必要性の高いところや住民の要望に合わせて、認知症サポーター養成講座の開催を目指す。又昨年度から再開できたキッズサポーター養成講座についても継続的に行えるよう働きかけていく。

地域住民には、困っているかもしれない高齢者に気づき声をかけ合えることを目的に声掛け訓練を開催する。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員や地域で活動しているボランティアの方に、電話や広報紙を通じて情報提供を行い、地域における見守り活動が負担なく行えるよう日頃から関係作りを行っていく。又、感染予防対策をしっかりと行い、出来る範囲で小地域連絡会を開催し、地域の取り組みや現状を共有し、今後の地域づくりへつなげていく。

防災の取り組みにおいては、各地区の実情に応じた体制づくりを一緒に考えていけるようにそれぞれの地区の防災訓練に参画する。

10. 医療機関との連携について

病院の地域連携室や開業医から情報提供や相談が寄せられるようになってきているため、今後もお互いの役割を尊重し、迅速に対応・連携し、適切な支援へつなげていく。

11. その他関係機関との連携について

須磨区内の8センターと連携し行政と情報の共有を行い、職種ごとの連絡会や研修会を開催し、専門性を発揮した取り組みにつなげていく。

圏域内のグループホーム2か所、小規模多機能サービス、定期巡回型サービス、地域密着型サービスの運営会議に参加し、連携を図るとともに地域の情報収集と情報提供を行っていく。

又、必要に応じて適切に認知症初期集中支援チームやこども・若者ケアラー相談支援室・引きこもり支援室と連携する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報収集や情報提供に基づき、利用者や家族の意思決定がなされているか、正当な理由なく特定の事業所に偏っていないかなど、常に検証し公正かつ中立な運営に努める。

日頃から地域の事業所より情報収集を行い、利用者の利益が最優先され自己決定ができるよう業務を行っていく。個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い関係者以外に漏れることのないように法人マニュアルを遵守し業務に努める。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 52

あんしんすこやかセンター名： 名谷あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 三塩 まどか

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・平日と祝祭日（12/31～1/3を除く）の午前9時から午後5時まで相談窓口を開設し、開設時間外の夜間や休日等は管理者の携帯電話に転送される事により、24時間相談に応じる体制を取ります。
- ・相談者のニーズに応じて、通常の電話・訪問・来所以外にも、メールによる相談・連絡も受け付ける等、柔軟に対応します。
- ・運営法人で須磨区2センター・長田区1センターを受託している事の強みを生かし、さらなる体制強化に努めます。

2. 職員の配置について

- ・職員は看護師2名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名、地域支え合い推進員1名、予防プランナー2名を配置します。予防プランナーには主任介護支援専門員や社会福祉士の資格を有する職員および4職種経験者を配置し、あんしんすこやかセンターと指定介護予防支援事業所いづれにおいても、それぞれの専門的知識や経験を活かしながら相談対応に取り組みます。

3. 総合相談支援業務について

- ・センターが地域のワンストップサービスとして、地域に住む高齢者や住民の方の様々な相談を受け、適切な機関・制度・資源・各支援サービスに繋ぎ、できる限り速やかに支援を行います。
- ・地域主催の活動や行事において、センターの広報・周知活動を行い、必要な方がセンターへの相談へ繋がるよう取り組みます。
- ・高齢者が個々に抱える課題のほか、家庭問題や地域との間で課題を抱えるケースが増えていきます。高齢者個人では解決が難しい問題について、家族支援や地域との連携にも注力し、課題解決を目指します。
- ・自ら孤立を望む高齢者の存在もあり、そのような高齢者をどのように支援していくか、地域住民および地域支援者、各関係機関と連携・協議し、必要な支援に取り組みます。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者が尊厳を保ちながら地域で生活を送ることができるよう、権利侵害や不利益が生じないよう支援に取り組みます。また、そのような高齢者を発見した時には速やかに介入を行い、権利侵害の状況が深刻化しないよう、早期解決に向けた支援に努めます。
- ・高齢者虐待マニュアルを遵守し、行政および各支援者・関係機関と連携を図り、高齢虐待事例

の早期発見・早期対応に努めます。虐待発生リスクが高い要介護者・認知症高齢者について、ケアマネジャー・サービス事業所・地域支援者等を対象に、未然に防ぐための支援ができるよう虐待発生予防の啓発に取り組みます。

- ・不安定な社会情勢により、消費者被害が増加しています。年々、手口も多様かつ巧妙になってきているため、地域に向けタイムリーに情報提供と注意喚起を行います。
毎月発行する「名谷あんすこ通信」に消費者被害情報や相談窓口を掲載し、未然に被害を防ぐ・被害が起きても最小限に止められるよう働きかけます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・多様な生活課題を抱えている高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、個々の課題に応じた社会資源や制度を適切に活用できるように包括的・継続的に支援を行います。医療機関・サービス事業所・行政機関・その他各関係機関との連携、在宅と施設との連携など、協働の体制作りをケアマネジャーが実践できるように個別支援を行います。ケアマネジャーからの個別相談に対し、課題解決のためのカンファレンス参加や同行訪問等を行います。また、適切な社会資源の情報提供を行い、ケアマネジメントに活かせるように助言を行います。ケアマネジャー同士のネットワーク構築支援・専門性の向上のため、連絡会を開催します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・介護予防マネジメントについては、本人が「今、出来ている事」にも着目し、継続できるように助言を行います。また、地域資源の活用も提案・盛り込み、可能な限り自立して高齢者が生活を送れるようマネジメントに取り組みます。
- ・一部委託先事業者についても、センターが責任を持って必要な確認を怠らず、助言・指導を適切に行います。
- ・介護予防普及啓発については、地域の集い場に出向き、介護予防の取り組みが必要な高齢者に対して情報収集後、実態把握を行い、介護予防が取り組める機会の紹介を積極的に行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・高齢者が自ら得意なことや、出来る事を活かし、高齢者同士でお互いに支え合う仕組みを構築することを目指して、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携を図り、つどい場や地域活動の継続・後方支援を行います。
- ・住宅管理会社と協力し、地域支援者や介護事業所を巻き込み、高齢化率が高く、高齢者が孤立しやすい集合住宅を対象に、つどい場支援・仲間作り・見守りネットワークの構築に取り組みます。
- ・地域の協力事業者や住宅管理会社と、お互いの役割を理解できるよう意見交換会等を行い、高齢者の見守り活動に取り組みます。
- ・支援の必要性が高い高齢者に対して、定期的な見守り訪問や広報支援を行い、必要な支援に繋がられるように努めます。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症の早期診断・治療、早期支援の導入を目指し、必要と思われる高齢者へ「神戸モデル」の活用を推奨します。

- ・「神戸市認知症初期集中支援チーム」への協力や意見交換を行いながら、対象者となる高齢者への適切な支援介入が行えるよう働きかけます。
- ・帰宅困難が疑われる方へ「神戸市安心登録制度」の提案を行います。
- ・個別事例については、小地域支え合い連絡会にて情報共有し、認知症高齢者への理解を促し、見守り支援について、地域へ協力を求めます。あんしんすこやかセンターを含め協力機関との連携が円滑に行われるよう、相互協力関係の構築を目指します。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・毎月、小地域支え合い連絡会を開催し、地域の困り事や心配な事例について、対応支援の意見交換・検討を行います。地域だけでは解決困難である場合は、行政・公的機関へ相談し、連携を図ります。
- ・民生委員や友愛訪問ボランティアの協力を得て「名谷あんすこ通信」を地域の高齢者に配布し、広報啓発と共に、介護予防・消費者被害や高齢者虐待の予防・高齢者の暮らしに役立つ情報を発信します。
- ・民生委員、ふれあいまちづくり協議会の定例会や地域行事、喫茶・給食会等の地域住民が集う場に参加し、地域との交流を図る事で、地域で困っていることを共有し、共に地域課題の解決に取り組みます。子ども食堂や障がい者も参加している地域行事へ参加し、多世代交流ができる事を目指します。

10. 医療機関との連携について

- ・救急車の公正な適応利用となるよう「#7119」の広報を行います。
- ・医療や介護を必要とする高齢者が、適切な受療や介護サービス、インフォーマルサービスへと滞りなく繋がることのできるよう、医療機関との連携を図ります。

11. その他関係機関との連携について

- ・ヤングケアラー、ひきこもり、障がい者、経済的困窮者等、複合的な課題を抱えるケースが増えています。福祉関係のみならず、医療、行政機関の各支援窓口や社会福祉協議会、障害者相談支援センター等と連携を図り、高齢者に限らず地域住民が安心して生活が送れるよう必要な支援や問題解決に取り組みます。
- ・見守りや介護サービスを拒否し、孤立化や孤独死する高齢者も増えており、支援の難しさや地域住民・支援者へ影響を及ぼす課題が表出してきました。高齢者の安否確認や見守りのみならず、地域住民が安心して暮らせるよう、住宅管理会社など見守り協力事業者・警察や消防署・各関係機関と連携協力を図るため、地域ケア会議等を開催します。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・あんしんすこやかセンターは介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正中立性の高い事業運営を行う必要があることを、常に意識して業務に取り組みます。
- ・自己選択および自己決定ができるよう、特定の事業所に不当に偏らないために、事業所一覧や複数の事業所情報・リーフレット等の提示を行い、適切な提案や助言を行います。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：53

あんしんすこやかセンター名：妙法寺あんしんすこやかセンター

運営管理者名：小石 浩嗣

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

センターにおける各種相談や緊急時の対応を、平日、祝日の午前9時～午後5時まで（土、日、12月31日～1月3日を除く）の窓口での対応と併せて、土曜日、日曜日や夜間等の時間帯においても、管理者の携帯電話に転送されることにより、24時間相談に応じる体制をとる。また、土曜日、日曜日の窓口対応、訪問についても、相談者の状況に応じて、臨機応変に対応する。

2. 職員の配置について

センターで担うべき各種業務について必要な専門性を持った職員を配置し、他職種連携により高齢者等の在宅生活を支えるように努める。

また、指定介護予防支援事業者として、予防給付ケアマネジメントに必要な要員を確保する。

3. 総合相談支援業務について

ワンストップサービスの拠点として、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、相談者の立場に立ってフォローする。

①窓口に来られる方々の相談に応じるだけではなく、既存のネットワークを強化するとともに、新たなネットワークを発見、構築することにより、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、適切な支援と問題発生の防止に努める。

②各種地域行事への参加や広報誌の作成及びSNS等による情報発信により、「あんしんすこやかセンター」や各種サービス地域情報の周知に努める。

③M地区南東部地区、出張相談を行う。

4. 権利擁護業務について

高齢者が地域で尊厳ある生活と人生を維持できるように、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援をする。

① 高齢者虐待の早期発見・早期対応及び予防的な支援を行う。特にネットワークを活用して虐待防止の啓発を積極的に行う。

② 権利擁護の視点からの支援が必要と判断された事例に関しては、成年後見制度の利用や法に基づく対応をする。

③ 消費者被害の防止のため、機関紙の発行や地域の行事（ふれあい喫茶・給食会）参加を通じて啓発や情報提供を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ①地域ケア会議を通して、関係機関との連携を強化し、地域における医療、保健・福祉に関する問題や課題を話し合い、より包括的な地域支援を行う。
- ②研修会・事例検討会の開催等を通じて、介護支援専門員のネットワークを強める等、ケアマネジメントや問題解決の能力を高める。
- ③介護者への支援について現状や課題について情報共有し、対策を検討する。
- ④地域の情報や地域資源について、ケアマネジャーに発信する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態になることを予防し、高齢者の自立した生活の支援を行う。

- ①地域の行事等に参加し、介護予防、フレイル予防の啓発を行う。
- ②行事に参加しない人や地域とのつながりが薄い人への啓発活動を検討する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

民生委員や友愛訪問ボランティア等との連携・協働を図りながら、地域住民間による見守りができるコミュニティづくりを支援する。地域の現状や課題を分析し、住民相互の見守りができるようなグループの結成などコミュニティづくりの支援を行う。

- ①M 地区で世代間交流ができる行事や集い場を住民と検討する。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ①地域の中で認知症の支援がスムーズに行われるよう、地域との連携をはかる。
- ②M 地区東南部の自治会で認知症について理解をふかめるため、認知症に関する研修を開催する。

9. 民生委員等地域との連携について

- ①民生委員や友愛訪問ボランティア等との連携・協働を図りながら、地域住民間による見守りができるコミュニティづくりを支援する。
- ②民生委員等、地域支援者を中心とした「小地域見守り連絡会」を開催する。
- ③自治会等の地域支援者にアプローチし、地域課題について話し合いの場をもつ。

10. 医療機関との連携について

エリア内の医療機関と円滑に情報交換を行う為のネットワーク構築に向け、日頃から連絡をとりあえる良好な関係づくりに努める。

- ①須磨区の医師会や主治医、認知症サポート医と連携し、認知症早期発見、早期受診をすすめる。
- ②介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント過程において、主治医や関係医療機関との連携を深めて情報の共有化を図る。
- ③医療機関と連携し、あんすこ通信等のチラシを配布する。

11. その他関係機関との連携について

①地域の商店やスーパー等地域の生活に密着している機関と連携をはかり、高齢者支援の課題について情報を共有する

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターが介護・福祉行政の一躍を担う「公益的な機関」とあるとの視点から、公正・中立性を堅持して事業運営を行うよう、特定のサービス提供機関に偏ることなく広くできる限り多くのサービス提供機関と連携する。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 54

あんしんすこやかセンター名： 名谷南

運営管理者名： 初田 三和

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

当センターの相談対応窓口開設時間は、基本的には土日、年末年始を除く午前9時から午後5時です。土曜日はセンター職員が当番制で出勤し、急な来所や電話による問い合わせに対応します。夜間や休日等は、電話転送にてセンター職員が対応できる体制を確保します。転送した携帯電話への着信には折り返しの連絡を入れ、相談体制を維持します。高齢化率の高いT地区には、見守りの限界を住民へ周知し、高齢者が今すべきことが何であるかを考える機会が持てるよう支援します。また、虐待事案等で緊急的に高齢者の保護が必要な場合は、可能な限り同一法人内の施設において対応します。高齢者宅への実態把握には、センター職員が複数人で訪問し、知り得た個人情報への守秘義務を遂行します。

2. 職員の配置について

当センターは本来センター職員6名での体制ですが欠員があり、今年度は主任介護支援専門員2名、社会福祉士2名、地域支え合い推進員1名での配置で開始します。また、圏域内高齢者数の増加に伴う介護予防プラン作成のため、介護予防支援計画に当たる介護支援専門員5名を配置します。相談職職員間で業務内容をカバーし合いながら専門職としての役割を果たします。また、毎月月初にセンター職員全員であんすこ会議を行い、研修会の復講や地域資源情報の共有、事例検討や業務改善の意見交換等による連携を図ります。さらに四職種によるチームアプローチを強化するため、毎朝の申し送りや月末のケース評価会議を開催し、専門職としての知識や技能の向上に努めます。

3. 総合相談支援業務について

圏域内の高齢者が、住みなれた地域でその人らしい生活が継続できるよう相談業務に取り組みます。地域の高齢者の身近な相談窓口として、相談内容に即した情報発信と行政や医療機関等との連携により、より良い援助策の提案に努めます。相談者の秘密保持の為に、来所が重ならないよう事前連絡での予約時間を確保し、スムーズな相談受付を行います。高齢者からの相談内容のデータ化と分析で、地域の特徴や課題、問題点を把握し、センター職員間で共有します。相談記録をもとに、支援経過の蓄積や地区診断での数値化及びグラフ化による比較を行い、フレイル予防や罹患疾病からの地域特性を割り出します。介護保険制度の改正や神戸市における高齢者支援策に関する新たな情報を早期に理解し、職員間での情報共有に努めます。また、介入困難な相談ケースを抽出し、日常的に意見交換を行い課題解決に向けた支援策に取り組むためのケース評価会議を毎月行います。

4. 権利擁護業務について

センター職員は、高齢者虐待防止法並びに権利擁護分野に関する理解を深め、自己研鑽に努めます。毎年自センター内で虐待研修を行い、早期発見に繋がる意識の向上を目指します。また、年に一度は圏域及び委託先えがおの窓口向けの虐待防止研修や権利擁護研修を開催し、ネットワーク構築を続けます。介護サービス事業所や医療機関、区保健福祉課と連携を密にし、適宜支援者会議を開催し再発防止に取り組みます。地域住民には、年金支給月での消費者被害防止の呼び掛けや、広報活動を積極的に行います。消費者被害の報告があれば、その都度被害防止を呼び掛ける注意喚起に力を注ぎ、地域力が高まるよう支援します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

医療・福祉の連携や高齢者への支援内容、担当ケアマネジャーとの意見交換等、状況に応じた実践活動ができるよう努めます。圏域内及び委託先えがおの窓口との連絡を密にするため、同行訪問や実態把握における共同作業を進めます。個別ケースの事例検討会には積極的に参加し、特定事業所加算算定要件に伴うえがおの窓口主催の合同事例検討会に協力します。センター主催の連絡会を開催し、助言や情報提供による支援者支援が行えるよう努め、評価や振り返りの機会を設け支援策の軌道修正に取り組みます。また、個別地域ケア会議を適宜開催し、事例に関する支援の方向性や高齢者の処遇について関係者を交えて協議し、住み慣れた自宅での生活が続けられるよう地域住民と協働します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域の給食会や集い場への訪問活動、センターからの広報により、フレイル予備軍高齢者を把握し、積極的にフレイル予防に取り組みます。R地区でのフレイルイベントを企画し、高齢者の主体的な地域活動への参加を支援しながら、健康寿命の延伸に役立つ後方支援を続けます。介護保険においてはICFの考えに基づいたケアプランを作成し、地域社会資源の活用と介護予防の視点により本人の望む暮らしの実現に向けた支援策を提案します。ケアマネジャー不足の中、利用者数は右肩上がりが増加し必要に迫られるケースも多いので、主治医との連携を強化し積極的に意見を求め、在宅生活の支援策を検討します。また、運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善の促進が図れるよう関係機関との連携を深め、インフォーマルサービス等の社会資源情報も発信します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できる地域構築に取り組みます。自治会、老人会等の地域団体やボランティア団体、ふれあいまちづくり協議会、民生委員児童委員協議会等と密接な連携を図り、地域情報の共有や意見交換を行います。区社会福祉協議会と連携し、地域資源の開発、集い場作りや集客活動に取り組みます。圏域内の民生委員定例会や地域団体の会議に出席し、地域の情報を得ると共に、当センターが主催する連絡会への参加も促します。地域行事や催しは参加者の固定化が進み閉じこもりがちになる高齢者も多く存在するので、現存する集い場の活性化や住民の参画を促し、相互見守り活動の継続を図ります。

8. 認知症に関する取り組みについて

無料認知機能検診や安心登録事業の周知活動を続け、認知症高齢者が住み慣れた地域で見守りのある暮らしが実現できるよう支援します。年間を通し偶数月に介護リフレッシュ教室を開催し、

認知症高齢者を介護する家族の疲弊や悩み事による負担の軽減を図ります。毎年T地区にて高校生対象の認知症サポーター養成研修や、小学生向けキッズサポーター養成研修を開催し、多世代に渡り認知症高齢者への見守り意識が高められる地域の構築に努めます。また、社会福祉協議会と連携し、認知症高齢者声掛け訓練の実施や認知症ライフサポート研修での予防知識の普及、早期受診の促進等、地域住民の意識改革を促します。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員、児童委員、友愛訪問グループ、自治会、ふれあいまちづくり協議会等と連携しながら、必要に応じて高齢者宅への同行訪問やケース検討会等での情報共有を図ります。小地域支援合い連絡会や地域ケア会議による定期的な交流機会を活用し、要援護高齢者の実態把握や、地域住民主体の見守り体制が構築できるよう、センター職員も一緒に後方支援活動を続けます。民生委員欠員地区であるS地区でも切れ目のない見守りができるよう、区社会福祉協議会やボランティア活動を続ける地域住民と協力し、地域福祉活動が維持できるよう支援します。また、地域で開催される食事会やお茶会、サロン活動には積極的に参加し、介護相談を受ける機会を増やすと共に、センターへの理解や協力が求められるよう顔の見える関係づくりに励みます。

10. 医療機関との連携について

病院から在宅生活への移行がスムーズに行えるよう、市内病院の地域医療連携室や患者支援室と連携し、高齢者の総合相談窓口としての役割を担います。センター機能周知のために、医療機関への訪問や退院カンファレンスへの参加、医療・介護サポートセンター主催の会議に出席し、良好な関係が築けるよう努めます。また、在宅生活での高齢者の疾病予防を図り、各医療機関の特色や新たな情報取得と収集に励みます。医療機関への受診困難な認知症高齢者には、認知症初期支援チームへ協力を依頼し、情報共有や同行訪問により不安なく医療機関へ出向けるよう連携します。

11. その他関係機関との連携について

行政、社会福祉協議会、市営住宅管理会、UR お客様相談室、介護保険サービス事業所、医療・保健・福祉各分野の関係機関、また、地域のインフォーマルサービスや地域団体等と円滑なネットワークを築き連携を深めることで、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できる利益がもたらされるよう努めます。また、フレイル予防への取り組みやM地区での介護出張相談会を継続し、高齢者の生活を見守ります。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

神戸市地域包括支援センター運営方針・実施要領に基づき、適正な事業運営に努めます。介護予防支援事業所職員は、一部の事業者に偏ることなくサービスが提供できるよう、各サービス機関の状況を随時把握すると共に、利用者や相談者の自己選択、自己決定を促すよう支援します。また、利用者や相談者に提案や助言を行いつつ、各機関との協力体制が強化できるよう実践に取り組みます。高齢者本人または家族からの苦情申し立てや、ハラスメント行為には事情聴取と事実確認を必ず行い、行政への報告や注意勧告、サービス利用円滑化の促進を目指し、センター職員全員で対処します。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号（2桁）： 55

あんしんすこやかセンター名： 板宿あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 市村 俊介

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・当センターにおける相談対応の窓口開設時間は、午前8時45分から午後5時45分としています。（土曜日・祝日は開設しています。）開設時間以外の夜間・休日においては、職員が転送電話を交替で持ち24時間相談対応できる体制を取っています。
- ・担当職員が不在の場合においても、他職員が対応できるよう、朝の申し送りや適宜ミーティングにおいてケースの情報をセンター全体で共有します。また、相談内容や支援経過をデータ管理し、鍵のかかる棚や外部のネット環境から遮断されたパソコンに保存することで、個人情報の保護にも十分留意します。
- ・緊急の場合は、緊急時対応マニュアルに基づき、事例によって緊急性を総合的に判断して、組織的かつ迅速に複数名の職員で対応するようにします。

2. 職員の配置について

- ・センター職員として、常勤専従の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を配置し、さらに介護予防プラン作成の為、介護支援専門員を配置しています。
- 又、センター職員のうち、資格要件を満たす者を認知症地域支援推進員として兼務で配置します。
- ・職員の資質向上（専門性の確保）に努めるべく、神戸市や外部実施の研修を受講します。又、適宜センター内でのケース検討会議、勉強会や復講研修を行い、チームスやメール配信される神戸市・須磨区の情報についても迅速に伝達・共有いたします。

3. 総合相談支援業務について

- ・地域包括ケア実現のため、高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、高齢者の心身の状況に応じて、生活の質の確保を目指し介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合い等に結び付けます。
- ・相談者が安心して相談できるよう、プライバシー等相談しやすい環境に配慮して、不安に傾聴し、寄り添いながら相談内容を把握し対応します。
- ・ふれあいのまちづくり協議会、民生委員児童委員等の地域団体主催の定例会・給食会・地域行事等の集いの場へ定期的に出席して、センターの役割の周知を改めて行い、相談しやすい関係づくりに努めます。
- ・高齢者を支えるネットワーク構築として、医療機関・薬局・商店・コンビニ・金融機関・教育機関・不動産会社等、圏域内の社会資源を把握・整理して、小地域連絡会を開催します。
- ・年4回の介護リフレッシュ教室開催を通して、介護家族に対する身体的精神的負担の軽減、介護者同士の交流の場づくりに努めます。

- ・継続的に個別事例を積み上げ、地域住民の声や日々の業務からセンター圏域の典型事例の気づきを増やし、地域の高齢化率の推計・世帯形態のデータや地域の情報等で裏付けたうえで、住民と共に取り組んでいきます。

- ・子ども・若者ケアラーの存在や発見時の相談先などについて地域や各関連事業所等に周知します。地域や各関係機関等から情報収集を行い、「チェックシート」を活用することで、子ども・若者ケアラーの早期発見に努めます。

- ・子どもとして守られるべき権利を保障するため、発見した際は、実態を把握し、本人に同意を得た上で各関係機関に情報共有させて頂き、必要な支援に繋がります。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心して尊厳ある生活が維持することができるよう、センター職員は総合相談からつながる全ての支援の全過程において、権利擁護の視点に基づいて関わります。

- ・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、利用が必要な地域住民に対して、適切なサービスや関係機関につなげるよう支援いたします。

- ・神戸市高齢者虐待防止の手引きを遵守し、虐待の発生状況にあわせて、区役所等、各関係機関との連携を図り、迅速かつ的確に対応をしていきます。

- ・成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害等の権利擁護に関して、地域住民や相談通報者となる機会のある民生委員・介護保険サービス事業所に対して、チラシやパンフレット等を用いて説明いたします。さらには、地域行事・研修会などにおいて、積極的に啓発することで、予防・早期発見・被害拡散防止に努めます。

- ・消費者被害をセンターが把握した場合は、神戸市介護保険課、区役所への報告、神戸消費者生活センターへの情報提供、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図り、迅速に対応いたします。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・日常より居宅介護支援事業所に適宜、連絡を取り合う等して介護支援専門員が相談しやすい関係づくりに努めます。

- ・個々の介護支援専門員が多職種多機関と連携を取りながら高齢者を支える活動を行えるよう地域団体、各関係機関との連絡会、地域ケア会議を開催します。

- ・支援において困難を感じた介護支援専門員に対して、必要に応じて同行訪問、ケース検討会議、個別地域ケア会議を開催します。

- ・圏域の介護支援専門員を支援する為に、定期的にえがおの窓口連絡会を開催して、タイムリーな情報交換の場、学びの場を提供します。又、アンケートを実施して介護支援専門員のニーズを把握することにも努めます。

- ・区役所、区内 8 センターの主任介護支援専門員連絡会世話人等と協働で研修を開催して、区内の主任介護支援専門員の資質向上に対する支援の場を提供します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・地域の高齢者に対して、地域行事等でパンフレット『いきいきはつらつ自分らしく』等のチラシやパンフレットを配布しながら説明を行い積極的にフレイル予防、介護予防に関する普及啓発活動に努めます。

・本人、家族、主治医、民生委員等の地域支援者といった様々な経路から、介護予防の取り組みが必要な高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげます。介護サービスのみならず、地域団体が主催している介護予防の行事・イベント等のインフォーマルサービスも紹介いたします。

今後は、地域で独自で開催している行事などを改めて確認していき様々な社会資源を紹介していければと考えています。

・要支援 1・2、生活機能の低下が見られた方（事業対象者）を対象に、本人の意思を尊重し、心身の状態に応じて、サービスの適切な利用を行うことができるようにマイ・ケアプラン（介護予防サービス・支援計画表）の作成を行い、マニュアルを遵守し、介護予防ケアマネジメントを適時適切に実施いたします。

7. 地域支え合い活動推進事業について

・各地域で定期開催する小地域支え合い連絡会（地区民生委員児童委員協議会を単位）において、地域に密着した支援、情報交換、地域や高齢者のニーズの把握、地域課題についての話し合いを行います。必要に応じて、須磨区社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、センター職員、関係者にも参加を依頼し、地域支援者が見守りしやすい環境づくりを支援します。

・つどいの場支援事業等を活用して須磨区社会福祉協議会と連携を図り、地域住民が主体となって地域貢献・コミュニティづくり、また介護予防に資する活動を行うグループの結成・育成を行っていただけるよう支援し、住民相互での見守り・支え合える地域づくりの推進に努めます。そして、圏域内で実施したアンケートの結果などをもとに地域のニーズを勘案し、集いの場作りの支援等を行っていきます。

・地域での見守りが困難な地域・高齢者に対して、公的福祉サービスにつなげ、地域での見守り体制が整うまでの間、センター職員による暫定的な訪問活動を行います。

・須磨区地域支え合い支援者連絡会発行『赤灯台』を各地区民生委員・児童委員協議会に配布して、地域高齢者に対して民生委員等を通じて、定期的な情報提供を行います。

・協力事業者による高齢者見守り活動と日常より連携を取り、通報があった場合には速やかに民生委員や関係機関と協働で安否確認対応を行います。

・須磨区社会福祉協議会・区内 8 センターの地域支え合い推進員による企画・運営にて、すまっぷコスモス～地域支援者によるボランティア交流会～を年 1 回開催し、地域支援者が交流し情報交換ができる場を設け、コミュニティ作りへの支援を行います。

8. 認知症に関する取り組みについて

・認知症にやさしいまちづくりに向け、地域全体で認知症の人を支える取り組みを地域に根付かせることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として地域や関係機関・教育機関に対して働きかけ、「認知症サポーター養成講座」等の勉強会を開催します。高齢者声かけ訓練を圏域内で実施できるように、住民・関係機関とも話し合い、地域住民が支え合える地域づくり、認知症ネットワーク構築の発展に努めます。

・認知症の人やそのご家族が安全・安心に暮らし続けていくことができるよう、「高齢者安心登録制度」「神戸モデル」の円滑な活用に向けて、「神戸市認知症ケアネット（ケアパス）」等のパンフレットを配布、個別面談での情報提供、地域行事・集いの場等で啓発や支援を行いません。

・支援困難であるケースに対しては、必要に応じて、認知症初期集中支援オレンジチーム等の関係機関と連携を図り、早期介入・受診につなげます。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・センター職員は、地域団体が主催する地域行事・定例会に積極的に参加して、日頃より民生委員、ふれあいのまちづくり協議会等の地域支援者と相談しやすい関係づくりに努めます。
- ・民生委員・友愛訪問ボランティアによる地域見守り活動の協力をいたします。必要に応じて、個人情報保護に十分配慮した上で、同行訪問や情報共有を行います。
- ・地域団体に対して、介護保険制度、介護予防、認知症、権利擁護に関する啓発を目的とした出前トーク、勉強会を行います。

10. 医療機関との連携について

- ・地域住民が疾病を抱えても住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けていくために、医療・介護の関係機関が連携して、包括的及び継続的な在宅医療・介護の提供を一体的かつ円滑に行えるよう、地域ケア会議等を開催し、ネットワーク構築の強化に努めます。
- ・介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待、認知症等の個別ケースの支援において日頃より医療機関・主治医、薬局等との連携を図り情報共有に努めます。
- ・医療介護サポートセンター主催の研修へ定期的に参加し、医療に関する知識・情報を学び、専門性の向上・研鑽に努めます。

11. その他関係機関との連携について

- ・現在、高齢化率が年々上昇しているが、同時に地域支援者の高齢化も課題とされており、現状の地域見守りネットワークだけでは限界があることから既成概念にとらわれないネットワークの重層化・新たな担い手の創出が必要不可欠となっています。教育機関、コンビニ、商店、寺社などこれまで十分に連携を図れていなかった社会資源に対して、センターの広報・啓発を行い、将来の新たな資源開発を目指します。
- ・緊急時の対応を円滑に行うために、地域ケア会議や地域行事等を通じて、日常より警察・消防とも相談しやすい関係づくりに努めます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

以下について留意いたします。

- ①要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止
- ②介護予防ケアプラン作成の予約禁止
- ③特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
- ④センター業務以外の報告・営業活動の禁止
- ⑤センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ⑥センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りがないこと
- ⑦センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービス利用を不当に誘引しないこと
- ⑧居宅介護支援事業所を選定する場合、『ハートページ』等を活用して、地域住民が主体的に選択できるよう配慮すること

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 56

あんしんすこやかセンター名： 離宮あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 水澤 仁

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

相談窓口の開設時間

月曜日から金曜日（祝祭日を含む）：午前9時～午後5時（年末年始を除く）

土・日・業務時間外の緊急時対応：当番職員の配置、及び宿直代行員からの連絡で24時間対応を行っている。

2. 職員の配置について

7人：主任介護支援専門員（指定介護予防支援事業所管理者）・保健師・社会福祉士
地域支え合い推進員・ケアプランナー（専従1名、兼務1名）・事務職員

3. 総合相談支援業務について

- ・高齢者の多様な相談の窓口として、介護保険制度の説明、必要な行政機関の案内や引継ぎ、関連する申請手続き等の支援を行います。
- ・センターから遠く、公共交通機関が不便な地域を対象として、定期的に出張相談窓口を設け、地域住民に相談の機会が得られるように努めます。
- ・高齢者についての相談が早期につながるよう、地域でセンターの役割を広報します。特に、地域の目が届きにくい高齢者、見守り拒否者、高齢者と同居する世帯、高齢者を抱えた世帯や子どもやその親等多世代に周知・啓発を行います。
- ・相談後も継続的・専門的支援につながるよう、近隣住民や関係機関と連携できるネットワーク作りを行っていきます。地域住民や協力事業者等との連携については個人情報に配慮しながら対応します。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者の人権を守るため、地域や行政機関とともに権利擁護（消費者被害・虐待等）の広報や啓発活動を行います。
- ・地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援では十分に問題解決ができないもしくは適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者に対して、専門的・継続的な視点から支援を行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・小地域連絡会や勉強会等を定期的に開催し、圏域内の介護支援専門員間のネットワークづくりや、新たなサービス等の情報発信や、問題解決能力を身に付ける事が出来るように支援します。
- ・困難事例に対しては、ケースカンファレンスへの参加や同行訪問、地域情報の提供などを通して、多角的な視点が持てるように、介護支援専門員が問題解決能力を高める事ができるように支援します。主任介護支援専門員に対しても、後方支援できるように協力体制を整えます。
- ・主任介護支援専門員や介護支援専門員に対して、行政機関、地域など関係機関との連携が円滑に行えるよう、センターの機能や役割についての情報提供を行います。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・全ての高齢者を対象とし、介護が必要とならないように介護予防につながる資源の情報提供や、必要な機関への橋渡し支援を行います。
- ・個別のケースに対応した支援が出来るよう、インフォーマルサービスや社会資源の把握に努めます。
- ・高齢者の多様な相談の窓口として、介護保険制度の説明、必要な行政機関の案内や引継ぎ、関連する申請手続き等の支援を行います。
- ・相談後も継続的・専門的支援につながるよう、近隣住民や関係機関と連携できるネットワーク作りを行っていきます。地域住民や協力事業者等との連携について個人情報に配慮しながら対応します。
- ・介護予防利用者において、心身の状態に応じたサービスの選択や介護予防に効果的な指導が受けられるよう、必要に応じて神戸市のリハビリ専門職の同行訪問を依頼します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地域行事に参加し「支え合い」「社会参加」の啓発を行っていきます。また地域の特性を活かしながら、高齢者のみならず多世代間でも一緒に参加することができる住民主体の介護予防活動を支援します。
- ・地域拠点型一般介護予防事業、居場所づくり型一般介護予防事業の立ち上げ支援、開催時の訪問・センター啓発を行っていきます。
- ・コミュニティサポートグループ育成支援事業を活用し、地域のコミュニティ作りや互助グループの結成を支援します。
- ・給食会等コロナ感染予防のため休止していた活動において、コロナ前のように活動ができるように支援者支援を行います。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・神戸市独自の「認知症神戸モデル」を、必要に応じて案内を行い、医療介護サポートセンターや認知症初期集中支援チームとも連携し、早期の受診に繋がるように、支援します。
- ・多世代の地域住民が、認知症を「我が事」として捉えることができるように、地域のカフェや児童館等多世代が集まる場等に出向き、啓発活動や勉強会を行います。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・個人情報保護に配慮した上で、地域の医療機関や介護支援専門員、民生委員と連携を強化し、高齢者に関する情報を共有することにより「地域包括ケアシステム」構築を推進します。
- ・高齢者に関する関係者の理解と認識を深めるため、連絡会や勉強会を通じて、介護予防、認知症や権利擁護などの情報提供や消費者被害について注意喚起を行います。

10. 医療機関との連携について

- ・在宅の高齢者、病院を退院することに不安を持っている高齢者や介護者を支援するため、地域の開業医や調剤薬局、病院の医療連携室の看護師・ソーシャルワーカー等との連絡を密に行っていきます。また、在宅高齢者の受診や入院に際して、早期治療に繋がられるよう、情報提供を行っていきます。
- ・医療機関へ定期的に訪問し、介護保険制度の説明や地域の現状の情報共有を行い、早期介入できるよう連携を深めます。

11. その他関係機関との連携について

- ・地域高齢者等の支援ニーズの早期把握に努めるとともに、ヤングケアラー問題の啓発を必要に応じて行い、地域でも見守りや早期対応が出来るよう、地域住民、警察、金融機関、地域の商店などに対して、認知症に関する情報やセンターの役割について周知を行います。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

要支援、要介護認定申請代行の勧誘やサービスの利用を不当に誘引することの無いよう、また介護予防支援、介護予防ケアマネジメント利用者が要介護状態となった場合に、利用者の希望を考慮せず特定の指定居宅介護支援事業者に選択が偏ることの無いよう、公正中立な運営を行います。

注・独自の取り組み等、具体的に記載してください。

- ・前年度の自己評価、今年度の地域活動計画も考慮して作成してください。
- ・令和5年度、特に力を入れて取り組む部分に下線を引いてください。
- ・公開資料ですので、詳細な地域名や地域の統計情報等は記載しないでください。
地域名の記載が必要な場合はアルファベット表記（A 地区、B 地区）にしてください。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 57

あんしんすこやかセンター名： たかとりあんしんすこやかセンター

運営管理者名： 小寺 智恵子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

4職種と見守り推進員、介護予防プラン専任の介護支援専門員を配置し、職員間の密接な連携により職員の不在時間をなくすとともに、夜間や休日においても職員が携帯電話を持ち帰り相談に応じます。また、土曜日・祝日も通常営業し、市民からの相談に常時応じることのできる運営体制を確保します。

2. 職員の配置について

- | | | | |
|--------------|------------------|--------|----|
| ・管理者（兼務） | 1名 | ・看護師 | 1名 |
| ・主任介護支援専門員 | 1名 | ・社会福祉士 | 1名 |
| ・地域支え合い推進員 | 1名 | | |
| ・介護支援専門員（専任） | 3名（介護予防プラン作成のため） | | |

3. 総合相談支援業務について

- ・地域の高齢者や介護者などから在宅介護、日常生活、介護保険外サービス、介護保険制度等に関する相談、その他総合的な相談に応じ、必要なサービスに繋げることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。
- ・専用の相談室を設け、落ち着いた雰囲気での相談に応じるとともに、施設や福祉サービスに関する資料を整理、分類し、市民にわかりやすく説明します。
- ・来所が難しい方には自宅訪問や、地域の要望に応じて出張相談会を開催し、相談に応じます。
- ・センター職員が、ICTの活用がスムーズに行えることで、情報の共有や業務の効率化が図れるようにセンター内で学び合いを継続します。
- ・「神戸市こども・若者ケアラー」について、マニュアルをよく読み、圏域内の民生委員児童委員協議会及び、居宅介護支援事業所等に対して、パンフレットを配布し広報啓発を行います。また、こども・若者ケアラーを発見した場合、行政機関に速やかに報告し一緒に支援を行っていきます。
- ・総合相談、受付初期の段階から家族を巻き込む複合的な相談（高齢者本人に対する支援だけでは解決が困難で世帯支援必要なケース等）が増えており、センター職員の時間的・精神的負担が大きくなっています。4職種でのチームアプローチを徹底して緊急性を判断し、65歳未満や精神疾患のケースについては適切な機関に繋ぐ支援の引き渡しをしっかりと行っていきます。

4. 権利擁護業務について

- ・ 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業など、権利擁護に関する制度について、リーフレット等を活用して、相談者にとってわかりやすい説明に努め、適宜、助言や専門機関への橋渡しを行います。
- ・ 民生委員、友愛訪問ボランティア、地域住民を対象に、ネットワーク会議や給食会等において、権利擁護に関する広報啓発を定期的に継続して行います。
- ・ 高齢者虐待を未然に防ぐため、養護者が社会的孤立に陥らないような支援について、今後もセンターの定例会や会議の場で話し合っていきます。
- ・ 虐待や権利擁護にかかる困難ケース等について、昨年度は圏域の訪問介護事業所や通所介護事業所向けにコロナ禍特有の虐待要因について研修会を開催しました。今年度は本区エリアにて、ケアマネージャー向けに虐待初動期の対応研修を企画しています。
- ・ 地域で多数発生している特殊詐欺や悪質商法に関する相談に積極的に応じ、警察署、神戸市消費生活センター等の関係機関と連携強化を図ります。地域に向け被害の防止啓発を今後も続けることはもちろん、支援関係者が集まる場に現場の警察官に来てもらう等、消費者被害の撲滅に向けて重層的かつ具体的に動きます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員とは日頃から相談しやすい関係をつくり、日頃の活動で抱える様々な問題点や疑問点を共有し、解決に向かうよう一緒に整理します。困難事例にはケースカンファレンス等の提案を行い必要に応じて一緒に訪問をします。
- ・ 福祉や医療のサービス事業所の連絡会に参加し、介護支援専門員が多機関多職種とスムーズに連携できるよう支援を行います。また、地域ケア会議を通じて、介護支援専門員が、地域の関係機関と連携し、より多くの社会資源を発掘できるよう働きかけます。
- ・ 昨年度は、「複合的な課題を抱えるケースの対応について」の研修を行い、介護支援専門員同士が、日頃の困難対応ケースについて、お互いの思いを共有しながら話し合う機会が持てました。近年、介護支援専門員不足が深刻化する状況の中、如何にして、抱え込まずにケースと向き合うか。多様化する複合的ケースに対応できるよう、今年度は 障害分野の相談支援専門員との研修会を企画しています。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・ 予防給付に関わる介護予防支援事業者としての指定を受け、適正な介護予防サービスの提供が確保されるよう予防給付のケアマネジメント業務を専任で行う介護支援専門員を3名配置し、かつ一部を居宅介護支援事業者に委託し、適切な指導を行います。
- ・ 介護予防を推進していくために地域の連絡会や給食会、ふれあい喫茶等インフォーマルサービスへ出向き広報啓発を行っていきます。
- ・ 集い場等に出向き広報チラシ等の配布等によりフレイル予防の広報啓発を行う事で、フレイル予備群をつくらないように努めます。またフレイル予備軍を発見した場合は、迅速に「フレイル改善デイサービス」等につなぐことでフレイル改善を図っていきます。
- ・ 災害時において、高齢者の支援を公助だけで担うことは困難であることから、高齢者にも自助の意識を持ってもらうため、マイケアプランに緊急連絡先や緊急避難先の記載を徹底します。また、サービス事業者等にも、災害時に活用してもらえるようにサービス担当者会議等で確認をしていきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地区民児協単位で行う小地域支え合い連絡会や、より小規模な単位で行うネットワーク会議において、感染予防に配慮し情報共有や意見交換を行います。今年度は33回の開催を予定しています。
- ・地域で見守り困難な事例等については、地域支援者と同行訪問を行い問題解決に向けて取り組みます。
- ・地域の行事や集い場に積極的に参加する事で、地域の困りごとを敏感に察知し潜在的かつ複合的な課題について整理し、各職種と連携しチームアプローチで課題解決に取り組みます。
 - ・新型コロナウイルスが5類へ移行となるが、特に民生委員が主催される集い場においては、感染症に対しての心配や不安な声を多く聞くため、これまで通り感染症対策をしっかり行いながら集い場等での後方支援を行います。また、見守り活動に役立ててもらうため、認知症啓発や感染症予防・消費者被害等の情報提供を今後も行っていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけ認知症の理解を深め、要望があった地域については「認知症高齢者声かけ訓練」につなげていきます。
- ・昨年度行った地域ケア会議で、事例を通じ防災についての話し合いを行いました。その中で避難所生活においても「認知症への理解が地域で広がることが重要」との意見が多くありました。そのため今年度は若宮地区で「認知症高齢者声かけ訓練」を予定しています。
- ・認知症（若年性認知症含む）の相談があった場合は、早期診断・早期支援に結びつけるため、パンフレットを活用し制度の説明を行うとともに、適切な相談窓口等、関係機関につないでいきます。
- ・認知症神戸モデルを広く知ってもらうために、引き続き広報啓発を行い認知症の早期発見・早期治療に結びつくように努めます。
- ・認知症の症状のみならず、精神疾患等が混在している複雑なケースの相談が増えてきています。この様なケースは、治療及び介護拒否や周辺症状により、近隣への迷惑行為や家族の介護負担増大等、センターだけでは問題解決が困難になっています。昨年度に続き、須磨区8センター共催で、認知症初期集中支援チームと勉強会等を開催し連携強化を図っていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・地区民児協で行う小地域支え合い連絡会には、センター4職種が交代で参加し民生委員と情報共有・意見交換を行います。連絡会の中で、民生委員より、「介護保険について、詳しく教えてほしい。」との意見が出たため、見守り活動の支援をしていく上で、3回に分け、情報提供を行っていきます。
- ・支え合い推進員を中心に、茶話会・給食会等の地域の集い場に定期的に参加し、情報交換等をする事で民生委員等が気軽に相談できる関係作りに努めます。

10. 医療機関との連携について

- ・介護予防ケアマネジメントの実施にあたり、適切なアセスメントや明確な目標が設定されたものが策定できるように医療機関との連携を図っていきます。
- ・各医療機関の地域連携室等からセンターへの問い合わせや相談が増えています。引き続き高齢者の退院支援や、住み慣れた地域で再び自分らしく暮らせるように退院前の早い段階から、実務者レベルで医療・福祉の連携強化に努めていきます。
- ・地域ケア会議では、三師会に案内を行い医療機関と連携を図って行きます。
- ・昨年度は、「コロナ禍での退院支援」をテーマに、医療関係者と3年振りに対面での研修が開催でき、その重要性を実感しました。今年度も、相互の役割や課題を理解し、スムーズな連携が行えるようにする為、医療介護サポートセンターと共催し、交流会を開催します。

11. その他関係機関との連携について

地域ケア会議や個別支援事例を通じて、市・区役所、警察署、消防署、区社協、医療介護サポートセンター、障害者地域生活支援センター、介護サービス事業者、住宅管理会社、宅配事業者と連携を密にします。積極的に会議・研修会に参加することにより関係機関・団体との円滑な連携・協力関係を築いていきます。

- ・高齢者が多い場所(郵便局やコンビニ、喫茶店や商業施設など)に年1回以上訪問し、認知症の成功事例も交えて、センターの役割や活動について紹介し情報交換、連携強化を図っていきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・センター事業の実施にあたり、高齢者に提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、神戸市のパンフレット等を活用し、複数のサービス事業者を紹介したうえで相談者の自主的な選択を尊重した相談援助業務を実施します。
- ・当センター併設の事業所と区分するため、専用電話回線を使用するとともに、専用の相談室を設け、高齢者の公正かつ中立な相談援助業務を行います。

注・独自の取り組み等、具体的に記載してください。

- ・前年度の自己評価、今年度の地域活動計画も考慮して作成してください。
- ・令和5年度、特に力を入れて取り組む部分に下線を引いてください。
- ・公開資料ですので、詳細な地域名や地域の統計情報等は記載しないでください。
地域名の記載が必要な場合はアルファベット表記（A地区、B地区）にしてください。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 58

あんしんすこやかセンター名：西須磨あんしんすこやかセンター

運営管理者名：高岡 順二

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ① 「神戸市あんしんすこやかセンター運営方針」に基づき、「地域住民や関係機関・高齢者自身が協働して、高齢者が生きがいを持った豊かな生活を、住み慣れた地域で安心して送ることができる状態」を目指して、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- ② 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるまちを目指し、「地域ケア会議」等を開催し、有機的に地域住民や関係機関との連携を図りながら様々な課題解決に取り組みます。
- ③ 地域に根付いたセンターを目指し、独自で作成している「西須磨あんしんすこやかセンターリーフレット」等を活用し、地域住民や関係機関に対してセンターの存在と役割を継続的に周知していきます。
- ④ 職員の資質の向上（専門性の確保）を図るため、神戸市の必須研修・外部研修に積極的に参加し、センター内での伝達研修を主体的に行います。
- ⑤ 緊急時等の相談に対応するため、運営管理者の責任下で作成した緊急対応マニュアルに基づき、管理者を中心に体制を整備します。
- ⑥ 個人情報保護の意識化のため、個人情報取扱事務チェック表により定期的に業務のチェックを行う機会をつくります。
- ⑦ 施設の日直・宿直者等の対応も含めた24時間連絡体制を確保します。
- ⑧ 市民の方が相談しやすい体制づくりの一環として、平日（月～金曜日）、第2・第4日曜日を開所日とします。
- ⑨ 地域資源紹介やセンター業務・活動報告等の広報や情報発信を目的とした『西須磨あんしんすこやかセンター便り』を定期的に発行します。

2. 職員の配置について

- ① 包括的支援業務と指定介護予防支援業務を両立するため、必要な人員体制を整えます。
- ② 運営にあたってはチームアプローチを意識し、職員全員で求められている役割・機能が円滑に実施出来るよう取り組むこととします。定期的な全職員ミーティングと、毎朝朝礼時の4職種による事例共有に加え、4職種ミーティングを実施して常に情報共有・課題検討を行い、共通の認識を持って問題解決に当たります。
- ③ 緊急事態に応じて、適宜職員の勤務体制を変更する等の柔軟な対応を行っていきます。

3. 総合相談支援業務について

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業において、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心

して生活が継続できるよう、高齢者やその家族の相談に対して、適切な機関・制度・サービスの情報提供をし、継続的に介護予防や日常生活の自立を支援していきます。加えて、対象者の弾力化に向けて適宜対応していきます。

- ② 相談対応が適切、且つ継続的に実施されるよう、職員全員が相談状況を共有出来るように努めます。
- ③ コロナ禍後に浮かび上がってきた潜在的な課題を地域診断を用いてタイムリーに把握し、地域づくりに還元していきます。
- ④ 適切な情報提供が行えるように、地域資源の情報収集に加え、センター業務（センター一般、成年後見制度、虐待防止、消費者被害防止、介護予防普及啓発）に関する情報を更新していきます。
- ⑤ 地域住民・関係機関に対して「こども・若者ケアラーの支援について」「ひきこもり支援事業」の広報・啓発に努めます。また、相談対応において当該支援に繋ぐ必要性がある対象者を発見する視点を持ちながら、必要時はセンター内で情報共有・整理し、適切な支援に繋いでいきます。

4. 権利擁護業務について

- ① 高齢者虐待対応の手引きに基づき、虐待の発生状況に応じて、行政、その他関係機関との連携により、適切な対応を行います。
- ② 支援困難事例（重点支援事例）の相談については、初動期段階から4職種が情報を共有し、必要に応じた役割分担によって包括的な支援を行います。必要に応じて関係者とカンファレンスを開催（参加）し、方針を定めて適切に対応します。
- ③ 成年後見制度、消費者被害防止について地域住民、地域団体に広報・啓発します。
- ④ 圏域内の関係機関（サービス事業所、民生委員児童委員協議会等の地域団体、地域の集い場の参加者等）に対して高齢者虐待防止リーフレット（須磨区版）を配布し、高齢者虐待の基本的な考え方やその通報機関について、広報・啓発します。
- ⑤ 消費者被害につながる可能性も含めセンターが情報を把握した場合は、行政への報告と必要に応じ消費生活センターへの情報提供を行います。地域住民への注意喚起については警察とも連携を図って実施します。圏域のケアマネジャーにも警察からの情報を随時共有し、地域の高齢者の見守り体制を強化することを継続します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ① 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が継続できるように、介護・医療・生活支援・住まい・介護予防の充実を意図する関係機関・地域団体等が参加する「地域ケア会議」を開催します。顔の見える関係づくりやお互いの役割理解が深まる有効な場と成り得るように取り組みます。
- ② 介護支援専門員からの相談やセンター対応の困難事例に関して、「地域ケア会議」において自立支援の視点をもって再アセスメント・検討することで個別課題を抽出し、地域課題の発見につなげていきます。
- ③ 須磨区内主任介護支援専門員同士で協働し、介護支援専門員及び事業者向け研修会の開催や須磨区内の主任介護支援専門員連絡会の活動を継続します。この活動により、センターと居宅介護支援事業所との顔の見える関係づくり・信頼関係を構築すると共に、介護支援専門員同士の連携を図ります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ① 介護保険新規申請者の認定後のフォローを必要に応じて行います。
- ② 委託ケースの依頼や要介護者の移行をスムーズに行うため、えがおの窓口との相互支援関係作りを行ないます。
- ③ 地域の高齢者がフレイル対策を含めた介護予防の重要性を認識し取り組みを行えることを目的とした普及啓発を行ないます。そのためにフレイル予防支援事業に関する情報収集を行い、地域住民に対してフレイル予防・改善に関する取り組みの実施や繋がり強化に向けて、地域の「担い手」や「集い場」の発掘や活用に努めていきます。
- ④ 介護予防ケアマネジメント様式に関する書類を活用しながら、アセスメントの充実を図り、「介護予防サービス・支援計画（マイケアプラン）」の作成においては、介護保険上のサービスに加え、居場所づくり型一般介護予防事業・住民主体訪問サービス・地域拠点型一般介護予防事業等の地域での様々な健康づくりや社会参加の取り組み（インフォーマルサービス）との連携も図っていきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ① 地域への見守り活動を行ってきたことを基礎とし、今まで同様地域に出て、日頃から地域支援者や専門職との顔の見える関係作りに努め、見守り支援が必要な高齢者・閉じこもり傾向の高齢者の情報や地域の状況などを把握し、アプローチを実施します。同時に住民同士の支え合い・助け合いにつなげていけるように努めます。
- ② 須磨区地域支え合い支援者連絡会発行の「赤灯台」や当センター発行の「西須磨あんしんすこやかセンター便り」を、民児協・自治会・婦人会・NPO 法人、食事会等を通じて高齢者へ配布し、定期的な情報提供を行います。
- ③ 「地域支え合い連絡会」を定期的実施し、民生委員や友愛ボランティアの方々との交流を深め連携強化を図り、住民相互で見守りができるようなグループ結成、コミュニティづくりの支援につなげていけるように努めます。
- ④ 継続的に働きかけを行なっている地域の住民を対象とした集い場の開催に向けた後方支援の内容を再検討し、アプローチの方法を進化させます。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 「認知症にやさしいまちづくり条例」に制定される「神戸モデル」の主旨についての理解を深め、市民に対しての広報に努めるとともに、認知症に係る相談対応力の強化に努めます。
- ② 支援困難な認知症の方に対して、早期介入・受診につなげるために、神戸市認知症初期集中支援チームとの連携を図ります。
- ③ 神戸市等の行政が開催する認知症地域支援推進員を対象としたスキルアップのための研修に参加し、センターとして認知症対応力向上を図ります。
- ④ 神戸市安心登録事業について、ケアマネジャーや地域の関係機関に情報発信を行い、必要性のある高齢者の登録を推進します。
- ⑤ 認知症についての知識と理解を広げるため、各関係機関に対し、「神戸市認知症研修」の開催を呼びかけ、声かけ訓練活動につなげていきます。
- ⑥ 介護者支援として「介護リフレッシュ教室」を年4回開催し、介護者同士の交流のほか、

介護に関する情報発信を行ないます。また、広報・案内の方法を工夫し、「介護リフレッシュ教室」の周知に努めていきます。

- ⑦「神戸モデル」や「KOBE みまもりヘルパー事業」を関係機関・地域住民やご利用者の方に紹介し、必要機関との連携を行うことで、認知症の早期発見・早期治療につなげられるよう努め、認知症の方の生活サポートを実施していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

- ①民生委員児童委員協議会にセンター職員が出向き、3ヶ月に1回程度を目安に小地域見守り連絡会を開催します。
- ②小地域見守り連絡会では単身高齢者等や閉じこもり傾向にある方についての情報交換や地域課題についての話し合いを行い、把握した情報についてはセンター内で共有し必要に応じて見守り支援や公的支援につなげます。
- ③地域診断の内容を検討するとともに、「地域ケア会議」より課題に上がった地域に対して、民生委員児童委員協議会や自治会と連携しながら『地域住民の集いの場』や『フレイル予防事業を実施できる場』の立ち上げ支援・開催継続に向けた支援の拡充を図ります。また、民生委員児童委員協議会や自治会等の地域団体の活動に参加し、センターとの関係づくりに努めます。
- ④何らかの見守りが必要な高齢者に対して、公的福祉サービスや地域の見守りにつなぐまでの間、暫定的に見守り訪問活動を行います。

10. 医療機関との連携について

- ①顔の見える関係作りをさらに強化し、相互に連携を取りやすくすることで対象者が病院からの退院時や各種施設から退居後の在宅生活をスムーズに移行できるように支援します。また、入院時や入所時の情報共有を心がけ、関係機関との連携に努めます。
- ②介護認定更新時や区分変更時以外でも事例を通じて各医療機関との連携を強化し、必要な情報の共有に努めます。
- ③『医療・介護サポートセンター』との関係構築と連携に努めます。

11. その他関係機関との連携について

- ①認知症高齢者への声掛け訓練、消費者被害防止に向けた啓発活動については、警察との連携を図り取り組むこととします。
- ②各専門機関等（障害サービス関係者、弁護士、司法書士、法テラス等の法律関係者、警察）とは個別ケースにおいて必要に応じて連携を図り、関係強化に努めます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ①神戸市地域包括支援センター運営方針・運営要綱・事業実施要綱を遵守し、神戸市・区運営協議会関与のもと、適正な事業運営に努めます。
- ②居宅介護支援事業所および居宅介護サービス提供事業所等の情報提供や選定に向けての支援については、利用者の意思を尊重し適切に対応します。